

障害程度等級表解説・新旧対照表（肢体不自由）

新	旧
<p>1 総括的解説</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 肢体の機能障害の程度の判定は義肢、装具等の補装具を装着しない状態で行うものであること。<u>なお、人工骨頭又は人工関節については、人工骨頭又は人工関節の置換術後の経過が安定した時点の機能障害の程度により判定する。</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p>	<p>1 総括的解説</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 肢体の機能障害の程度の判定は義肢、装具等の補装具を装着しない状態で行うものであること。<u>ただし、人工骨頭又は人工関節については、2の各項解説に定めるところによる。</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p>

新	旧
<p>2 各項解説</p> <p>(1) 上肢不自由</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 肩関節の機能障害</p> <p>(ア)「全廃」(4級)の具体的な例は次のとおりである。</p> <p>a 関節可動域 30 度以下のもの</p> <p>b 徒手筋力テストで2以下のもの</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>ウ 肘関節の機能障害</p> <p>(ア)「全廃」(4級)の具体的な例は次のとおりである。</p> <p>a 関節可動域 10 度以下のもの</p> <p>b 高度の動揺関節</p> <p>c 徒手筋力テストで2以下のもの</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>(2) 下肢不自由</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 股関節の機能障害</p> <p>(ア)「全廃」(4級)の具体的な例は次のとおりである。</p>	<p>2 各項解説</p> <p>(1) 上肢不自由</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 肩関節の機能障害</p> <p>(ア)「全廃」(4級)の具体的な例は次のとおりである。</p> <p>a 関節可動域 30 度以下のもの</p> <p>b 徒手筋力テストで2以下のもの</p> <p><u>c 人工骨頭又は人工関節を用いたもの</u></p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>ウ 肘関節の機能障害</p> <p>(ア)「全廃」(4級)の具体的な例は次のとおりである。</p> <p>a 関節可動域 10 度以下のもの</p> <p>b 高度の動揺関節</p> <p>c 徒手筋力テストで2以下のもの</p> <p><u>d 人工関節を用いたもの</u></p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>(2) 下肢不自由</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 股関節の機能障害</p> <p>(ア)「全廃」(4級)の具体的な例は次のとおりである。</p>

新	旧
<p>a 各方向の可動域（伸展←→屈曲、外転←→内転等連続した可動域）が10度以下のもの</p> <p>b 徒手筋力テストで2以下のもの</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>（イ）～（ウ）（略）</p> <p>エ 膝関節の機能障害</p> <p>（ア）「全廃」（4級）の具体的な例は次のとおりである。</p> <p>a 関節可動域10度以下のもの</p> <p>b 徒手筋力テストで2以下のもの</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>c 高度の動揺関節、高度の変形</u></p> <p>（イ）～（ウ）（略）</p> <p>オ 足関節の機能障害</p> <p>（ア）「全廃」（5級）の具体的な例は次のとおりである。</p> <p>a 関節可動域5度以下のもの</p> <p>b 徒手筋力テストで2以下のもの</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>c 高度の動揺関節、高度の変形</u></p> <p>（イ）～（ウ）（略）</p> <p>カ～ク（略）</p> <p>（3）～（4）（略）</p>	<p>a 各方向の可動域（伸展←→屈曲、外転←→内転等連続した可動域）が10度以下のもの</p> <p>b 徒手筋力テストで2以下のもの</p> <p><u>c 股関節に人工骨頭又は人工関節を用いたもの</u></p> <p>（イ）～（ウ）（略）</p> <p>エ 膝関節の機能障害</p> <p>（ア）「全廃」（4級）の具体的な例は次のとおりである。</p> <p>a 関節可動域10度以下のもの</p> <p>b 徒手筋力テストで2以下のもの</p> <p>c 膝関節に人工骨頭又は人工関節を用いたもの</p> <p><u>d 高度の動揺関節</u></p> <p>（イ）～（ウ）（略）</p> <p>オ 足関節の機能障害</p> <p>（ア）「全廃」（5級）の具体的な例は次のとおりである。</p> <p>a 関節可動域5度以下のもの</p> <p>b 徒手筋力テストで2以下のもの</p> <p>c 足関節に人工骨頭又は人工関節を用いたもの</p> <p><u>d 高度の動揺関節</u></p> <p>（イ）～（ウ）（略）</p> <p>カ～ク（略）</p> <p>（3）～（4）（略）</p>

新	旧
<p>3 その他の留意事項</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 下肢不自由 ア～カ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>キ 高度の変形を伴う膝関節及び足関節の機能障害の認定について</u> <u>膝関節及び足関節の機能障害において、関節可動域が膝関節は10度、足関節は5度を超えていても、高度な屈曲拘縮や変形により、支持性がな</u> <u>いことが、医学的・客観的に明らかな場合、「全廃」として認定する。</u></p> <p><u>ク 両下肢機能障害の認定について</u> (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>3 その他の留意事項</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 下肢不自由 ア～カ (略)</p> <p><u>キ 人工カップ関節の認定について</u> <u>人工カップ関節を用いた者については、人工骨頭を用いた者に</u> <u>準じて、股関節の全廃(4級)として認定することとする。</u></p> <p><u>ク 人工膝単顆置換術等の認定について</u> <u>認定基準における「人工関節又は人工骨頭を用いたもの」とは、</u> <u>関節の全置換術及び人工骨頭置換術を指している。</u> <u>疼痛軽減の目的等から人工膝単顆置換術等により、関節の一部</u> <u>をUKAインプラントの挿入によって置換した場合は、人工関節</u> <u>や人工骨頭と同等に取り扱うことは適当ではない。</u> <u>この場合は、術後の関節可動域や筋力テスト等による判定を行</u> <u>なうことが適当である。</u></p> <p><u>ケ 両下肢機能障害の認定について</u> (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p>

身体障害者福祉法施行規則第3条の規定による疾患・症例一覧・新旧対照表（肢体不自由）

新	旧								
<p>一～二 (略)</p> <p>三 更生医療によりその障害程度に変化が生じることが予想されるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> 更生医療の適用により障害程度の軽減が予想されることが身体障害者診断書で明らかなものは、再認定対象者とする。 具体的な例は次のとおりである。なお、ゴシック表示のものは、本基準での再認定対象者とはしないこととする。 <table border="1" data-bbox="197 693 1111 1110"> <thead> <tr> <th>障害種目 更生医療の内容</th> <th>留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 理学療法、作業療法（マヒ障害） <u>（削除）</u> 関節形成術 切断端形成術（義肢装具用） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <u>（削除）</u> 切断端形成術後は、障害程度の変化がないので再認定対象者とはしない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>四 その他、障害程度に変化が生じると予想されるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師の意見を踏まえて再認定対象者に該当するかどうか判定する。 具体的な例は次のとおりとする。 	障害種目 更生医療の内容	留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 理学療法、作業療法（マヒ障害） <u>（削除）</u> 関節形成術 切断端形成術（義肢装具用） 	<ul style="list-style-type: none"> <u>（削除）</u> 切断端形成術後は、障害程度の変化がないので再認定対象者とはしない。 	<p>一～二 (略)</p> <p>三 更生医療によりその障害程度に変化が生じることが予想されるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> 更生医療の適用により障害程度の軽減が予想されることが身体障害者診断書で明らかなものは、再認定対象者とする。 具体的な例は次のとおりである。なお、ゴシック表示のものは、本基準での再認定対象者とはしないこととする。 <table border="1" data-bbox="1153 693 2096 1125"> <thead> <tr> <th>障害種目 更生医療の内容</th> <th>留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 理学療法、作業療法（マヒ障害） <u>人工関節又は骨頭置換術</u> 関節形成術 切断端形成術（義肢装具用） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <u>人工関節又は骨頭置換術後は、当該関節の機能全廃の等級となり、障害程度が重度化するの</u> <u>で、本基準での再認定対象者とはしない。</u> 切断端形成術後は、障害程度の変化がないので再認定対象者とはしない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>四 その他、障害程度に変化が生じると予想されるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師の意見を踏まえて再認定対象者に該当するかどうか判定する。 具体的な例は次のとおりとする。 	障害種目 更生医療の内容	留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 理学療法、作業療法（マヒ障害） <u>人工関節又は骨頭置換術</u> 関節形成術 切断端形成術（義肢装具用） 	<ul style="list-style-type: none"> <u>人工関節又は骨頭置換術後は、当該関節の機能全廃の等級となり、障害程度が重度化するの</u> <u>で、本基準での再認定対象者とはしない。</u> 切断端形成術後は、障害程度の変化がないので再認定対象者とはしない。
障害種目 更生医療の内容	留意事項								
<ul style="list-style-type: none"> 理学療法、作業療法（マヒ障害） <u>（削除）</u> 関節形成術 切断端形成術（義肢装具用） 	<ul style="list-style-type: none"> <u>（削除）</u> 切断端形成術後は、障害程度の変化がないので再認定対象者とはしない。 								
障害種目 更生医療の内容	留意事項								
<ul style="list-style-type: none"> 理学療法、作業療法（マヒ障害） <u>人工関節又は骨頭置換術</u> 関節形成術 切断端形成術（義肢装具用） 	<ul style="list-style-type: none"> <u>人工関節又は骨頭置換術後は、当該関節の機能全廃の等級となり、障害程度が重度化するの</u> <u>で、本基準での再認定対象者とはしない。</u> 切断端形成術後は、障害程度の変化がないので再認定対象者とはしない。 								

新

旧

疾患、症例	留意事項
脳血管障害で6か月未満（3～4か月）のケース	<ul style="list-style-type: none"> ・脳血管障害の認定は概ね6か月以降とするとされているが、3～4か月でも症状固定とみなされる場合もある。 ・現状維持を目的とするリハビリテーションの段階で再認定を行うこととして、再認定のための診査期日は概ね1年後とする。
機能低下の要因として身体障害と併せて知的障害、認知症などがある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・当該障害の認定に必要な検査が十分に行うことができず、医学的根拠に基づき推定できる限度において障害認定を行うことがある。 ・症状の変化により、検査が可能になることも想定される場合、その時点で再認定のための診査を行うこととする。
人工関節又は人工骨頭置換術を予定しているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・人工関節又は人工骨頭置換術により改善が見込まれるため、置換術後の経過が安定した時点で再認定のための診査を行うこととする。

疾患、症例	留意事項
脳血管障害で6か月未満（3～4か月）のケース	<ul style="list-style-type: none"> ・脳血管障害の認定は概ね6か月以降とされているが、3～4か月でも症状固定とみなされる場合もある。 ・現状維持を目的とするリハビリテーションの段階で再認定を行うこととして、再認定のための診査期日は概ね1年後とする。
機能低下の要因として身体障害と併せて知的障害、認知症などがある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・当該障害の認定に必要な検査が十分に行うことができず、医学的根拠に基づき推定できる限度において障害認定を行うことがある。 ・症状の変化により、検査が可能になることも想定される場合、その時点で再認定のための診査を行うこととする。